

## 雇用促進税制

「雇用促進税制」について読んで字のごとく雇用を促進するために設けられた制度で、一定の雇用を行った会社に対して税金を減額できます。但し、適用を受けるためには様々な要件があります。

### 雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度の創設

青色申告書を提出する事業者で当期及び前期において離職者がいないことにつき証明がされたものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち、基準雇用者数が5人以上(中小企業者等については、2人以上)及び基準雇用者割合が100分の10以上であることにつき証明がされ、かつ、給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度において一定の事業を行っている場合には、20万円に基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとする。

ただし、当期の税額の100分の10(中小企業者等については、100分の20)相当額を限度とする。

### 《雇用促進税制の要件》

『雇用促進税制等PT最終取りまとめ』を参考にしながら、規定を分解し、夫々要件をみていきます。

#### 1)青色申告者(法人)であること。

… 租税特別措置法は、ほぼ青色申告が必須です。

#### 2)当期及び前期において離職者がいないことにつき証明がされていないといけない。

… これは税額控除を受けるために前年度末に事業主都合で解雇し、雇用者数を減らすような不適切な操作を防止するために設けられた要件です。

#### 3)平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度

… 租税特別措置法は、時限立法ですから期限が定められます。

4) 基準雇用者数が5人以上(中小企業者等については、2人以上)及び基準雇用者割合が100分の10以上であることにつき証明がされていない。

… 雇用促進税制は、「一定以上の雇用増を生み出した成長企業」の支援策であるとの観点から雇用増加要件があります。

… その会社の事業年度末時点の雇用保険の一般被保険者数が、前事業年度末時点より10%以(定率基準)及び5人以上(中小企業者等については、2人以上)(定数基準)増加していること。

… 規模の小さい中小企業者等の雇用増努力に配慮する観点から、大企業と中小企業者等の基準値に差異が設けられています。

#### 5) 給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度において

… 雇用人数や率を増やしたものの給与額を下げるなどして「雇用の質」を下げることは、雇用促進税制の本来の趣旨にそぐわないことから、支払給与の額についても増加要件を設けています。

… 具体的には、次の算式です。

$$\text{給与増加額} \geq \text{前事業年度の給与額} \times \text{雇用者増加率} \times 30\% (= ※60\% \times 50\%)$$

※60%は、新規雇用者の給与額は、在職者平均給与額の6割程度だろうというところからきています。また、50%は、新規採用者の採用時期のバラつきを考慮した数値です。

#### 6) 一定の事業を行っている場合には

… 他の租税特別措置の例にならい、風俗営業等は対象から除外されています。

#### 7) 要件の確認のための具体的な手続は、以下のようになっています。

… 企業は、事業年度開始後2ヶ月以内に、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画(仮称)を作成し、ハローワークに届け出る。

… 当該事業年度終了後2ヶ月以内に、ハローワークにより、雇用促進計画について確認を受ける。

… 企業がハローワークによって確認を受け、交付される雇用促進計画等の書類を税務署に提出する

当該事業年度の法人税確定申告書に添付することにより、上記要件2)及び4)が満たしていることの証明がされたこととする。

#### 8)税額控除額

… その事業年度における雇用保険の一般被保険者の純増人数に対して、一人当たり20万円を乗じた金額について、税額控除ができる(当期の法人税額の10%(中小企業にあっては20%)を限度)。

事業年度開始後2月以内にハローワークに届け出るのを失念しないように留意する必要があります。また、あくまでも税額控除制度ですから税金の出ない欠損会社には意味のない制度です。あくまでも、雇用を促進するために設けられた税制と考えるべきです。